

★.....★

いばらき消費生活 メールマガジン

★.....★

2022年8月30日 187号

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

1. はい！相談室です

海産物の電話勧誘販売に注意

2. “危険なお散歩”していませんか？～パパ・ママに知ってほしい「おでかけベビー用品」の
思わぬリスク～

3. 9月は「高齢者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン」期間です

■□■□■□■□■□■□■□■□■□■□■

1. はい！相談室です

自宅にかかってきた電話を取ると、「以前、お客様からカニなどの海産物を買っていただいたことがあります。新型コロナウイルスの影響でお客が減ってしまい、在庫がはげず困っています。そこで、通常〇万円のところを半額に値引きしますので、なんとか助けてくれませんか」と言われ、つい同情心もあって購入を承諾してしまった。しかし考えてみると、普通にスーパーで売っている商品よりもかなり高額なので、断ろうと思って着信した番号に電話したが出ないといった相談が寄せられています。また、宅急便で送られてきた海産物を代金引換えで支払い開封してみたら、とても金額に見合う品質ではなかったので返品し、返金してほしいといった相談も多く寄せられています。

トラブル防止のポイント

1. 電話勧誘をする事業者の中には、様々な話術によって消費者の親切心や同情心につけ込み、断りづらい状況に追い込む事業者や、ぐいぐいと強引に勧誘してくる事業者もいます。必要なのか、金額が適正なのかを冷静に判断して、相手が話を長引かせようとしても、断る時はきっぱりと断りましょう。

2. 事業者からの電話で海産物等の購入を承諾した場合、特定商取引法の電話勧誘販売に該当します。特定商取引法に定める書面を受け取った日から数えて8日以内であれば、書面等でクーリング・オフを行うことが可能です。

代金引き換えで一度支払ってもらいと、相手から返金してもらうことが難しい場合があります。代金引換で宅急便が送られてきた場合は、すぐに支払わずに一度引き取ってもらい、最寄りの消費生活センター「188」に相談しましょう。

また、電話勧誘で困ったり、クーリング・オフの仕方がわからない場合は、一人で抱え込まずに早めに消費生活センターに相談しましょう。

<参考資料>

○国民生活センター 発表資料

「急増！海産物の電話勧誘販売・送り付けトラブルー「新型コロナウイルスの影響で収入が減って困っている」という電話に注意！ー」

https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220714_1.html

.....

「困ったな」「おかしいな？」と思ったら、すぐに消費生活センターなどに相談しましょう。商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問い合わせなど専門の相談員が受け、公正な立場で処理に当たります。

◇ご相談はこちらへ

消費者ホットライン：188（全国共通・局番なし3桁）番で、お近くの消費生活相談窓口、又は国民生活センターへつながります。

日曜日もご相談できます。（年末年始除く）

.....

2. “危険なお散歩”していませんか？ ～パパ・ママに知ってほしい「おでかけベビー用品」の思わぬリスク～

8月も終わりですが、気候の穏やかな秋のシーズンに向け、親子で出かける機会が多いと思います。

子どもとの外出時によく使われるベビーカーや抱っこひもなどの「おでかけベビー用品」は、誤った方法で使用すると事故につながるおそれがあります。使い慣れたものであっても、一瞬の油断や慣れが子どもが負傷する大きな事故につながることもあります。外出する前は「おでかけベビー用品」をきちんと点検し、使い方や注意点を改めて確認して、安全なお出かけを楽しみましょう。

詳しくはこちらをご覧ください ↓↓↓

ONITE 独立行政法人 製品評価技術基盤機構

“危険なお散歩”していませんか？ ～パパ・ママに知ってほしい「おでかけベビー用品」の思わぬリスク～

